

第4章

分野別の方針



20年後を展望する都市の姿（目標像）の実現に向け、都市を構成する分野ごとに、10年後を目標年次とする「分野別の方針」を示し、総合的に都市づくりを進めていきます。

分野別の方針

- 1. 土地利用
 - 2. 公共交通
 - 3. 道路
 - 4. 公園・緑地
 - 5. 河川・下水道
 - 6. その他都市施設等
 - 7. 市街地整備
 - 8. 景観形成
 - 9. 都市防災
-

1 土地利用

機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図り、市内各所の拠点を中心とした便利に暮らせる生活圏を形成する都市づくりを目指すため、区域ごとの方針に基づき、土地利用を計画的に誘導します。また、土地利用の変化や社会経済情勢等の変化に適切に対応するため、用途地域をはじめとする地域地区、地域特性などを反映した地区計画等の制度を活用し、規制・誘導の見直しを行うとともに、低未利用地などの対策を進めます。

(1) 市街化区域の方針

市街化区域では、人口規模や経済規模に見合ったまとまりのある市街地を形成するため、現在の区域区分を基本として、住居系地域、商業系地域、工業系地域の3つに区分し、土地利用を計画的に誘導します。また、区域区分や用途地域については、社会情勢等の変化に基づき、適宜見直します。

■ 住居系地域

○主に東部から南部方面の市街地に位置する「専用住宅地」においては、良好な居住環境の維持・保全を図るため、今後も戸建て住宅を中心とした土地利用を維持・誘導します。

○主に「都市拠点」や「地域拠点」の周辺に位置し、戸建て住宅や集合住宅、商業施設などが複合的に立地する「一般住宅地」においては、地域住民の暮らしやすさを支える住宅地の形成を図るため、良好な居住環境に配慮しつつ、商業施設など日常生活に必要な都市機能の適正な確保・配置を促します。



良好な居住環境(野依台)

○歩いて暮らせるまち区域をはじめとする公共交通幹線軸の沿線においては、歩いて暮らせる市街地の形成に向け、利便性の高い公共交通が利用できる環境を活かし、周辺住宅地の居住環境に配慮しつつ、集合住宅や生活利便施設などの立地を促します。

■商業系地域

○都市拠点である豊橋駅周辺の「中心商業地」においては、東三河の中心都市としてふさわしい中心市街地の形成を図るため、民間再開発事業による土地の高度利用や空き店舗の有効活用などを促進し、土地の有効利用を進めるとともに、広域的な利用が見込まれる商業施設や文化施設などの都市機能の集積を高めます。



豊橋駅周辺

○「一般商業地」においては、周辺居住者などにとって利便性の高い商業地となるように、中心市街地の活性化に影響を与えない規模と範囲において、小売店、病院等の都市機能の立地を図ります。

■工業系地域

○明海地区をはじめとする三河港臨海部の「工業地」や、県境部の二川・谷川地区をはじめとする内陸型の「工業地」においては、本市の経済基盤を支える優良企業が多く集積していることから、工場の生産環境の維持・保全と利便性の向上を図るため、今後も用途の混在を防止する土地利用の方針を継続します。



三河港臨海部

○野田地区や下地地区、二川地区、前芝梅敷地区などの「住工複合地」は、主に軽工業の工場等の環境悪化のおそれの少ない工業の業務の利便を図る地区です。その中でも、工場などの減少と住宅の立地が顕著な地区については、その動向などを十分踏まえながら、今後の土地利用の方針を検討します。

(2) 市街化調整区域の方針

市街化調整区域は市街化を抑制し、農地や自然を守る区域であるため、無秩序な開発を抑制するとともに、農業地域や自然地域との調和を保ち、集落地域の生活圏を維持していきます。また、産業や広域交流の活性化のため、農地や自然環境との調和を図り、地域特性に応じた産業用地の供給や地域資源の活用に資する土地利用を進めます。

■ 集落地域

○地域拠点に位置づけた大清水駅及び和田辻停留所周辺においては、周辺地域での暮らしを支える生活利便施設の維持を図ります。

○既存集落地では、地域の実情を踏まえつつ本市産業の柱である農業の担い手を中心に、農業振興策などと連携し、コミュニティの維持を図ります。

○点在する集落では、近年の人口減少や高齢化を踏まえ、コンパクトコミュニティの実現に向け、既存集落地を中心とした集約化を進めるため、従来の規制に加え、過度な拡散の抑制を検討します。

■ 農業地域

○農業生産の場としてさらなる活性化を図るため、農業生産基盤の充実と経営の効率化を図ることで農地の保全に努めます。



ほ場整備後の農地

■自然地域

○東部丘陵地域に広がる森林や表浜海岸一帯は、生物多様性の確保を図るため、豊橋自然歩道や石巻山、吉祥山の登山道、表浜海岸などの適切な維持管理により、市民が自然とふれあうことができる場を確保します。



アカウミガメが来る表浜海岸

■工業系地域

○新たな工業用地については、三河港や道路・鉄道網などの都市インフラを活かし、三河港の臨海部、県境部、広域幹線道路沿道において周辺環境との調和に配慮しつつ、地区計画制度などの活用により、工業用地の確保に努めます。

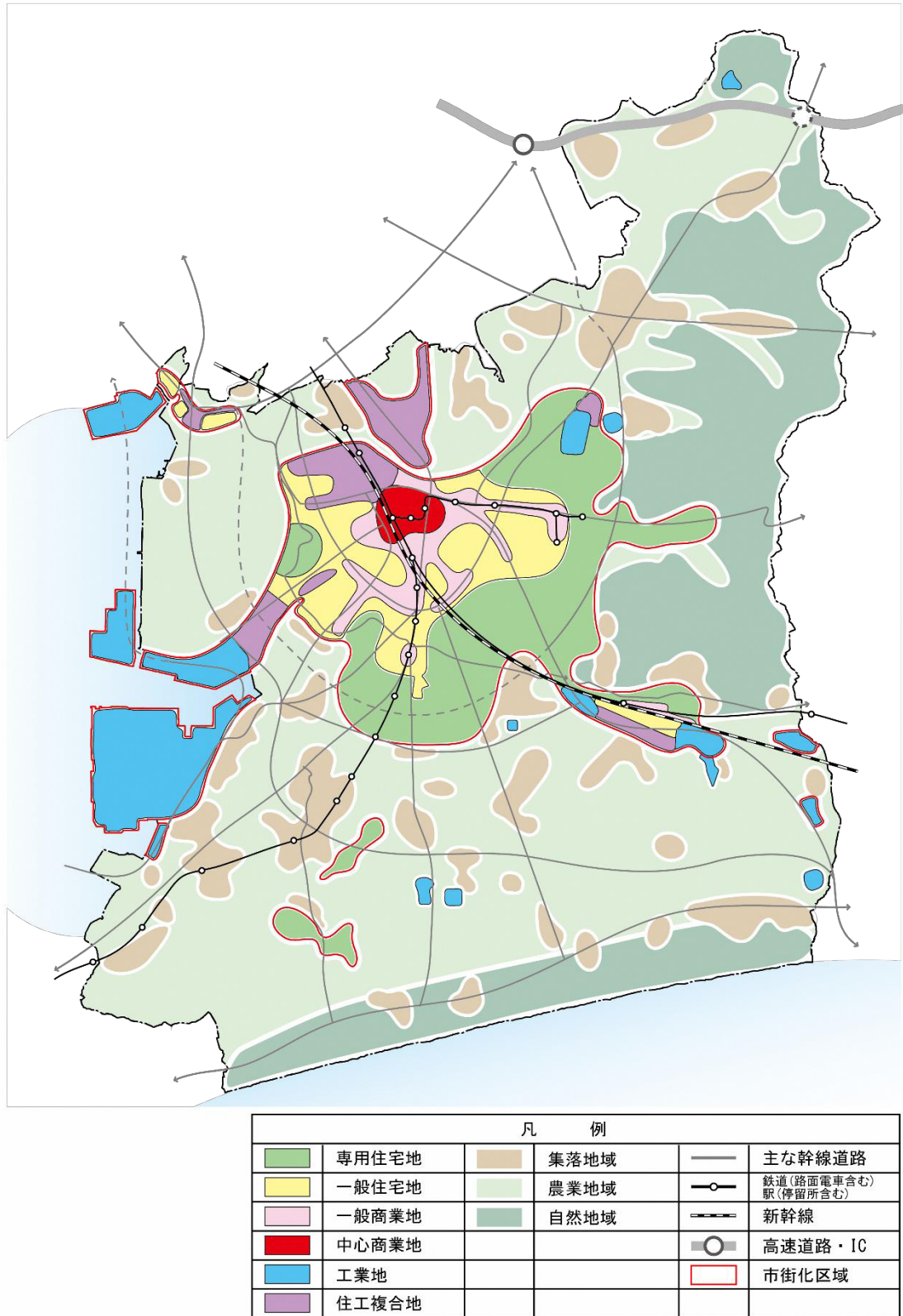


新たな工業用地(三弥地区)

【主な取り組み】

- 区域区分制度の適切な運用
- 地域の実情や将来像に即した用途地域の見直し
- 地区計画の活用
- 都市機能誘導区域への誘導施策の推進
- 居住誘導区域への誘導施策の推進
- コンパクトコミュニティ実現に向けた施策の検討

図 土地利用方針図



2 公共交通

鉄道や路面電車、幹線バスなどの公共交通幹線軸を中心に、市民、交通事業者、行政の連携により、利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図ります。

(1) 広域公共交通

○リニア中央新幹線の開業を見据え、広域的な交通利便性を向上させるため、豊橋駅の機能強化を促進します。



豊橋駅

(2) 公共交通幹線軸

○JR 線や名鉄線は、鉄道事業者を中心に、利用者の利便性向上やアクセス性の向上などを進めます。

○市民の暮らしを支える路面電車や渥美線は、誰もが安心して利用できるよう、老朽施設や損傷が目立つ施設の更新などについて鉄道事業者への支援を行い、機能の維持を図ります。

○バス路線は、バス事業者による路線の維持、再編・見直しを行うなど、利便性の高い公共交通幹線軸として強化します。

○MaaS などの新たな技術を活用したモビリティサービスの導入を行い、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりと連携を進めることで、新たな公共交通利用者の確保を図ります。



路面電車

(3) 支線公共交通・アクセス交通

○支線公共交通は、交通事業者と連携し、一団の住宅地や主要施設などと交通結節点を結び、日常生活に対応できるサービス水準を確保した路線として構築します。

○アクセス交通は、従来の乗合型公共交通サービスの確保が難しい地域において、鉄道駅といった最寄りの交通結節点などにアクセスしやすくするため、地域住民と交通事業者との連携等により移動手段を確保します。



コミュニティバス(東部東山線)

○三河港の臨海部や県境部など大規模な事業所が集積した地域において、通勤時などピーク時の渋滞緩和や環境負荷軽減を図るため、自家用車以外の通勤交通手段への転換を促す取り組みを進めます。

○自家用車の利用が難しくなった高齢者等の移動支援を行い、誰もが自立して移動できる環境を整えます。

(4) 交通結節点

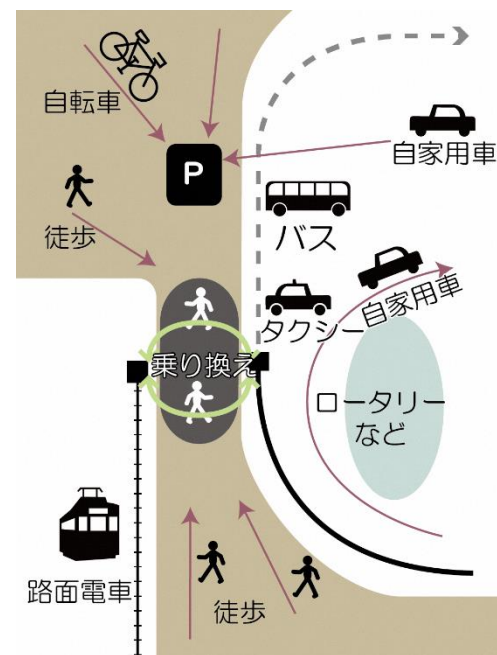
○交通結節点では徒歩や自転車、自家用車と公共交通との乗り継ぎを快適にするため、パーク&ライドやサイクル&ライドに資する駐車場や駐輪場の整備を促進します。

○主要な駅や電停、バス停において施設の改善など、利用者が待ちやすい環境の整備を促進します。



赤岩口電停

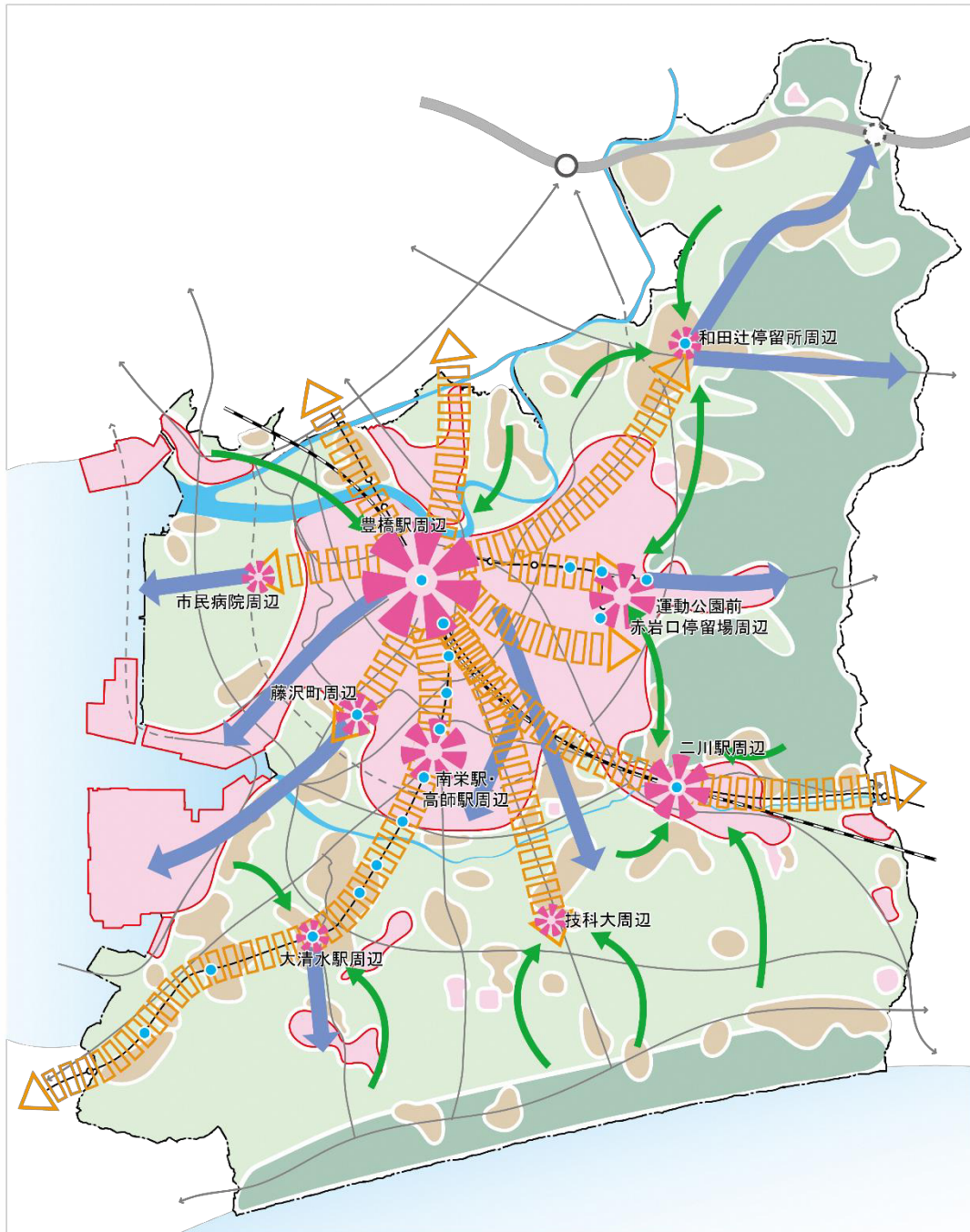
図 交通結節点のイメージ



【主な取り組み】

- 公共交通幹線軸の機能強化
- モビリティマネジメントの推進
- 新たなモビリティサービスの導入
- パーク&ライド、サイクル&ライドの推進
- 待合い環境の改善

図 公共交通ネットワークの方針図



凡 例					
	公共交通幹線軸		主な幹線道路		市街地等
	支線公共交通		鉄道(路面電車含む) 駅(停留所含む)		集落地域
	アクセス交通(イメージ)		新幹線		農業地域
	交通結節点		高速道路・IC		自然地域
	パーク&ライド・ サイクル&ライドの推進		市街化区域		

3 道路

(1) 広域幹線道路等

- 地域高規格道路である名豊道路（国道23号バイパス）は、新たな地域間交流の創出や産業の活性化、物流の効率化を図るものとして、暫定2車線区間の車線4車線化に向け整備を促進します。
- 浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）は、速達性、定時性の向上による物流支援、災害時の信頼性向上による円滑な救援活動及び支援物資輸送、広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進、生活交通の安全な走行環境確保のため、早期実現に向け取り組みを推進します。
- 東三河臨海道路は、三河港の港湾物流を支える路線として早期実現に向け取り組みを推進します。
- 豊橋新城スマートIC（仮称）は、新規事業化を目指し、早期開通に向けた取り組みを推進するとともに、周辺道路の整備を促進します。
- 「東三河1時間交通圏」確立の柱となる東三河縦貫道路や東三河環状線をはじめとする広域幹線道路のネットワーク化を促進します。
- 小松原街道線や豊橋鳥羽線、南栄伊古部線などは、交通渋滞や沿道環境を改善するため、整備を促進します。
- 効率的で機能的な道路ネットワークの実現に向け、大岩寺沢線や弥生町線などの幹線市道の整備を推進します。
- 都市計画道路は、社会経済情勢の変化を踏まえ、道路の機能を明確化した上で、必要に応じた計画の見直しを行います。



4車線化の整備を進める名豊道路
（国道23号バイパス）

(2) 自転車通行空間・歩行空間

○「豊橋市自転車活用推進計画」に基づき、自転車や歩行者の良好な通行空間を確保するため、それぞれの安全性に配慮した道路整備を行い、自転車ネットワークの形成を推進します。さらに、自転車については、自転車活用に向けたソフト的な取り組みと連携しながら、自転車通行空間の整備を推進します。

○歩行者が「歩きたくなる」快適な歩行空間を形成するため、まちなかを中心とした、ストリートデザイン事業などを進めます。

○通学路などの安全が保たれるよう、歩道の設置や交差点改良などに取り組むとともに、誰もが通行しやすい道路とするため、歩道の段差解消など道路のバリアフリー化を進めます。



自転車通行空間



ストリートデザイン事業実施後の通り
(萱町通り)



キッズ・ゾーンを示す路面標示
(向山町)

【主な取り組み】

■ 地域高規格道路等、主要幹線道路の整備促進

名豊道路（国道 23 号バイパス）、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）、東三河臨海道路、豊橋鳥羽線（一般国道 259 号）、東三河環状線（主要地方道東三河環状線）

■ 新規のインターチェンジの整備

豊橋新城スマート IC（仮称）

■ 都市幹線道路、地区幹線道路等の整備促進

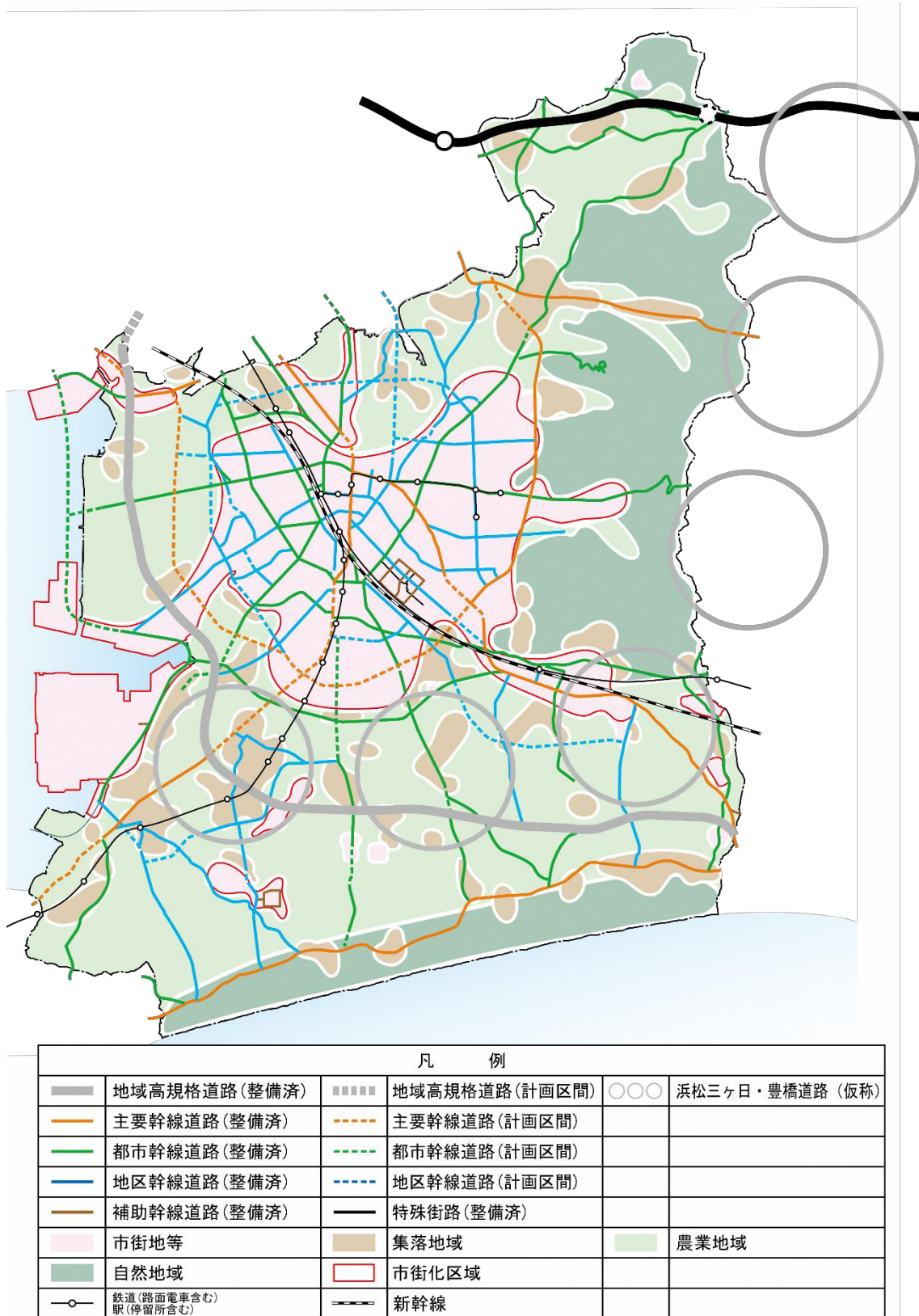
小松原街道線（一般県道小松原小池線）、南栄伊古部線（一般県道伊古部南栄線）、一色高洲線、牛川町線（主要地方道豊橋乗本線）、老津赤沢線（一般県道城下老津線）、三ツ山通（一般県道平井牟呂大岩線）、山田三弥線、汐田通、元浜通、弥生町線、外郭線、大岩寺沢線、雲谷三弥線、明海町・老津町 28 号線

■ 自転車通行空間整備

■ ストリートデザイン事業

■ 道路改築（歩道設置、交差点改良、歩道の段差解消等）

図 道路の整備方針図



4 公園・緑地

(1) 公園・緑地

○市民の日々の生活を潤す場として、多様な世代の人々を惹きつけ活気を生み出す拠点となるよう、市街地整備事業や公園施設長寿命化計画などにあわせ、公園・緑地の整備・改修を進めます。また、さらなる魅力や利便性の向上に向けて、民間活力を取り入れたにぎわいのある公園や緑地づくりを進めます。

○公園や緑地が有する生物多様性の保全や良好な自然景観の形成などの多様な機能を活用し、市民、事業者、行政との協働による取り組みなどにより魅力ある地域づくりを進めます。

○東部などに広がる森林や市街地を取り囲む社寺林や街路樹、緩衝緑地など、まとまった緑地を保全するとともに、豊川をはじめとした河川などの水と緑のネットワークを形成します。

○災害時に拠点となる公園の防災施設について、適切に使用することができるよう継続して整備や維持管理を行います。

○未整備区域のある都市計画公園は、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを検討します。



憩いの場となる緑地（高師緑地）

【主な取り組み】

■ 都市公園の整備

豊橋公園や土地区画整理地内の近隣公園、街区公園などの整備

■ 民間活力の導入

(2) 緑化

○緑豊かな都市づくりを進めるため、市民、事業者等と連携し、花交流フェアやみどりの講座などの開催により、緑に親しむ機会の提供や緑化活動に取り組めます。

○緑豊かな中心市街地の形成を図るため、都市拠点である豊橋駅周辺においては、建物やオープンスペースを活用した緑化を促進します。

○庁舎や学校等の公共施設において、良好な緑の景観を創出し、敷地内の緑化や屋上、壁面等の緑化を推進します。



協働による緑化活動

【主な取り組み】

- 緑化活動の支援
- 中心市街地の緑化
- 緑化イベント・講座の開催

図 公園・緑地の保全方針図



凡 例					
●	街区・近隣公園	○	保全すべき緑地	■	市街地等
■	地区公園	—○—	鉄道(路面電車含む) 駅(停留所含む)	■	集落地域
■	都市計画緑地	—	新幹線	■	農業地域
■	緩衝緑地	□	市街化区域	■	自然地域
■	水と緑の拠点	◀▶	水と緑のネットワーク		